

徳島大学研究支援・産官学連携センター鍵取扱について

平成27年4月1日

(施設利用の原則)

第1条 鍵の取扱いを的確に行うため、鍵取扱責任者に研究支援・産官学連携センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 取扱区域は、国立大学法人徳島大学研究支援・産官学連携センター不動産監守計画に定める不動産監守区域とする。

(鍵の管理)

第2条 センター長は、研究支援・産官学連携センター内の鍵を管理し、その鍵の取扱いについて全ての責任を負うものとする。

(鍵の保管)

第3条 センター長は、鍵を使用するとき以外は、定められた場所に保管させるものとする。

(鍵の使用者)

第4条 センター長は、常時鍵を必要とする者(以下「使用者」という。)に対し鍵を預け、鍵取扱責任者に準じて使用及び保管させることができる。

(鍵又は錠の作製)

第5条 使用者は、鍵又は錠を新たに作製しようとする場合、使用目的及び必要性を十分に考慮し、センター長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、正規の鍵以外の複製鍵の作製は、これを認めない。なお、鍵又は錠の作製費用は、原則として使用者の負担とする。

(鍵の亡失等に伴う処置)

第6条 使用者は、鍵を亡失又は損傷した場合には、直ちに届け出なければならない。また、鍵を亡失した場合は錠を取り替えるものとする。なお、亡失又は損傷した鍵及び錠の再製費用は、原則として使用者の負担とする。